**河内長野市教育委員会**

**人権教育基本方針**

世界人権宣言（１９４８年）は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と人権の大切さを宣言し、また、日本国憲法も、「基本的人権を保障し、人種、信条、性別、社会的身分または門地によって差別されない」ことを明記し、そのための条件・環境づくりに取り組んでいる。

人権という普遍的文化の構築、人権が尊重される社会の実現は、すべての人びとの願いであり、人権は、すべての人びとが、人として、いきいきと生活する上で不可欠なものである。

　すべての人びとの人権が保障されるためには、一人ひとりが自分自身をかけがえのない存在として大切に思うと同時に、他のすべての人を尊い存在として受け入れることが何よりも重要である。

　本市では、平成１３年に「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざし、人権に関わるさまざまな取り組みを行っているところである。しかしながら、我が国固有の人権問題である同和問題は解決へ向けて進んでいるものの依然として課題が残されており、また、子どもの貧困問題、性的マイノリティの人権問題、グローバル化、情報化の進展に伴う新たな課題が生起するなど、人権に関する課題は非常に多様化・複雑化している状況において、人権教育のさらなる深化が必要とされている。そのためには、世界の人権教育の潮流や人権に関する国際的な条約に学びながら、人権文化の創造のための先駆的な役割を果たしてきた同和教育の成果を、人権に関するあらゆる問題の解決に生かしていくことが必要である。さらに、さまざまな人権問題を解消するためには、国際的に発展してきた系統的・継続的な学習の観点や手法を取り入れ、民間団体とも協力して、人権教育の一層の浸透を図りながら、教育のあらゆる活動の場を通して、人権文化を構築する主体者づくりをめざすことが重要である。

　河内長野市教育委員会は、こうしたことを踏まえ、教育の主体性を保ちつつも、人権教育の積極的な推進をめざすための基本方針を次のとおり定める。

**１．豊かな人権感覚を持つ人間の育成をめざす人権教育**

　　 人権および人権問題に関する正しい理解と認識を深め、自己の課題として人権問題の解決に取り組むとともに、豊かな人権感覚と実践力を持った主体性のある人間の育成をめざして、教育のあらゆる場面において、人権教育を推進する。

**２．人と人とのつながりを豊かにする人権教育**

　　 社会の変化に伴い、人権に関するさまざまな諸課題が新たに生まれる可能性がある現実を認識し、すべての人びとの自立、自己実現とともに、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。

**３．地域社会のつながりを豊かにする人権教育**

　　 市民一人ひとりが主体的に、諸活動を通じて、人権および人権問題の理解と認識を深めるとともに、多様な文化・習慣・価値観などを尊重し合う豊かな地域社会、ふるさとづくりをめざした人権教育を推進する。

**４．人権教育を推進する人材の育成**

　　 人権教育を推進するため、人権に関する深い知識とそれに基づく実践力を身につけた人材の育成を図るとともにその活用に努める。

　本方針の実施にあたっては、教育の主体性・自立性を基本に据えながら、関係諸機関および諸団体との役割を分担しつつ、横断的総合的に推進しなければならない。

令和２年（２０２０年）１２月改訂